

議案第 6 2 号

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例制定について
甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例
甲府市子ども屋内運動遊び場条例（令和 2 年 9 月条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「その他当該児童の付添人」を「、当該児童の付添人その他市長が特に利用を認めた者」に改め、同条第 3 項中「保護者等」を「その保護者又は付添人」に改める。

第 7 条第 1 項中「保護者等」の次に「（保護者又は付添人を含むものとする。）」を加える。

第 9 条第 1 項中「別表第 2 に定める額の」を削り、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表第 2 に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども屋内運動遊び場の利用促進を図るため、利用料金等に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。